

登米市森林認証取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な森林整備に向けて森林認証制度の普及を図るとともに、森林認証材の供給体制を構築し、森林認証材及び森林認証製品の販路拡大による市内産木材の需要拡大を図るため、COC認証の取得等を行う市内の製材業者等に対し、予算の範囲内で登米市森林認証取得支援事業補助金を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林認証制度 適切な森林管理及び持続可能な森林経営が行われている森林を認証機関が認証し、当該認証を受けた森林から生産された木材及び木材製品を表示管理することにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する制度をいう。
- (2) FM認証 適切な森林管理が行われていることを認証機関が認証する制度をいう。
- (3) COC認証 FM認証を受けた森林から生産された木材が認証を受けていない森林から生産された木材と混合しないよう、製材工場等における木材及び木材製品の分別管理が行われていることを認証機関が認証する制度をいう。
- (4) 森林認証材 FM認証を受けた森林から生産された木材及びCOC認証を受けた事業者が生産した木材製品をいう。
- (5) 森林認証製品 森林認証材を活用し、生産された製品をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、市内に事業所を有する製材業者、加工業者及び木材販売流通業者が行う、FSC（Foresut Stewardship Council：森林管理協議会）森林認証COC認証の新規取得事業及び継続事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 認証機関に支払う審査に要する経費
- (2) 補助金額 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

(申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) COC認証取得（継続）計画書（様式第1号）
- (2) 認証機関の審査費用見積書

- (3) 認証機関に提出するCOC認証取得（維持）申請書の写し
（実績報告書の添付書類）

第6条 規則第13条第1項に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) COC認証取得（維持）実績書（様式第2号）
- (2) 認証機関の審査費用請求書及び領収書
- (3) 認証書の写し
（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年12月14日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

COC認証取得（継続）計画書

1 事業実施主体

事業実施主体名	
所在地	登米市
代表者	

2 事業計画

事業区分	COC認証新規取得事業・COC認証継続事業
認証取得箇所	
認証取得期間	年 月 日から 年 月 日まで
審査機関	

※認証の取得（維持）申請書の写しを添付すること。

3 事業費

項目	事業費	積算根拠
合計		

※認証機関からの経費の内訳が明記されている見積書の写しを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

COO認証取得（継続）実績書

1 事業実施主体

事業実施主体名	
所在地	登米市
代表者	

2 事業実績

事業区分	COO認証新規取得事業・COO認証継続事業
認証取得箇所	
認証取得期間	年 月 日から 年 月 日まで
審査機関	
認証番号	

※認証書の写しを添付すること。

3 事業費

項目	事業費	積算根拠
合計		

※認証機関からの経費の内訳が明記されている請求書及び領収書の写しを添付すること。